

○西都市高齢者補聴器購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、聴力機能の低下により日常生活に支障があり、補聴器を購入した高齢者に対して、コミュニケーションの確保、認知症及び健康と要介護状態の中間の状態であるフレイルの予防、積極的な社会参加の促進を目的として、その購入費用の一部を予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、西都市補助金等の交付に関する規則（昭和42年西都市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 市内に住所を有し、満65歳以上の者であること。
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていないこと。
- (3) 耳鼻咽喉科を標榜する医師により、聴力機能の低下のため日常生活を営むのに支障があり、補聴器の必要性を認める医師意見書を徴することができること。
- (4) 市税等の滞納がないこと。
- (5) その他の法令及び助成事業等による補聴器購入費等の助成を受けていない者
- (6) 過去に当該事業の助成を受けていない者

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる費用は、管理医療機器認証を取得した新品の補聴器本体（電池、充電器及びイヤモールド（以下「付属品」という。）を含む。）の購入費用とする。ただし、次に掲げる費用は補助対象経費から除くものとする。

- (1) 診察料、検査料及び意見書作成料等の受診費用
- (2) 補聴器の修理、保守、電池交換及び付属品のみの購入に係る費用
- (3) 集音器の購入に係る費用
- (4) その他市長が不相当と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額又は30,000円のいずれか少ない額とし、予算の範囲内において交付する。

(申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、西都市高齢者補聴器購入費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 医師が作成する意見書(様式第2号)

(2) 補聴器購入に係る見積書の写し

(交付方法)

第6条 補助金は、精算払により交付する。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第10条第2項ただし書に規定する軽微な変更の範囲は、補助対象経費の合計額の20パーセント以内の増減とする。

(実績報告)

第8条 規則第14条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月末日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書兼請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1) 補聴器購入に係る領収書の写し

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。